平成２１年（フ）第７７２号
川崎市高津区子母口443番地　グランドハイツＡ305
債務者　市村久美子
1　決定年月日時　平成21年12月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで　横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第３２３号
岡山県倉敷市中畝１丁目４番41号
債務者　光岡さゆり
1　決定年月日時　平成21年12月17日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで　岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２１年（フ）第３４１号
岡山県倉敷市笹沖327番地１　コンフォール石橋Ｅ206号
債務者　長船　浩一
1　決定年月日時　平成21年12月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで　岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２１年（フ）第４３６号
岡山県倉敷市連島中央１丁目５番７号　エスポアール連島105号室
債務者　濵砂　寛光
1　決定年月日時　平成21年12月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで　岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２１年（フ）第４３７号
岡山県倉敷市連島中央１丁目５番７号　エスポアール連島105号室
債務者　濵砂　清美
1　決定年月日時　平成21年12月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで　岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２１年（フ）第４４３号
岡山県都窪郡早島町早島4188番地15
債務者　石田　江利
1　決定年月日時　平成21年12月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで　岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２１年（フ）第４４５号
岡山県倉敷市平田757番地
債務者　**簔**田　洋子
1　決定年月日時　平成21年12月17日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで　岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２１年（フ）第６１３号
北海道北斗市七重浜８丁目22番３号
債務者　小田島啓衣（旧姓清水）
1　決定年月日時　平成21年12月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月５日まで　函館地方裁判所

平成２１年（フ）第１８５号
岩手県一関市南町６番25号　４号
債務者　鈴木　香里
1　決定年月日時　平成21年12月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月５日まで　盛岡地方裁判所一関支部

平成２１年（フ）第９９０９号
大阪市旭区清水５丁目12番７号　シャンポール清水201
債務者　阪本　　剛（旧姓矢ヶ部）
1　決定年月日時　平成21年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月６日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第２０８号
山形県長井市成田1416番地
債務者　菅野　光子
1　決定年月日時　平成21年12月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで　山形地方裁判所米沢支部

平成２０年（フ）第２０９号
山形県長井市成田1416番地
債務者　菅野　博行
1　決定年月日時　平成21年12月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで　山形地方裁判所米沢支部

平成２０年（フ）第２１０号
山形県長井市成田1416番地
債務者　菅野美奈子
1　決定年月日時　平成21年12月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで　山形地方裁判所米沢支部

平成２１年（フ）第２０３号
山形県長井市館町南17番17号
債務者　横澤　逸男
1　決定年月日時　平成21年12月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで　山形地方裁判所米沢支部

平成２１年（フ）第２１１号
山形県米沢市大字下新田431番地
債務者　結城　瑞穂
1　決定年月日時　平成21年12月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで　山形地方裁判所米沢支部

平成２１年（フ）第４２５号
千葉県八街市四木986番地
債務者　細井　良男
1　決定年月日時　平成21年12月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで　千葉地方裁判所佐倉支部

平成２１年（フ）第４４０号
千葉県成田市並木町41番地62アルキオネ502
債務者　菅谷　照美
1　決定年月日時　平成21年12月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで　千葉地方裁判所佐倉支部

平成２１年（フ）第４４９号
千葉県八街市八街は１番地96
債務者　佐藤　宏明
1　決定年月日時　平成21年12月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで　千葉地方裁判所佐倉支部